

2014年度
関西学院大学ロースクール
C日程

一般入試（法学既修者）

憲法問題

《9:30～11:30》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

【憲法問題】

次の文章を読んで、問いに答えなさい。

A市の市長であるBは、就学適齢の子ども数の減少を踏まえて、市立のC小学校を廃校にして、同じく市立のD小学校に統合する計画を進めている。しかし、C小学校のPTA、卒業生、また、今後就学が予定される子どもを持つC小学校校区の住民を中心に強い反対の声が上がり、この統廃合に反対する請願の署名活動が進められた。

署名活動に用いられた署名書には、①子どもの教育にかかわる問題については、地域住民・保護者・先生の声を重視すること、②喫緊の課題であるD小学校の耐震化が統廃合問題を理由に遅れることがないようにすること、③C小学校の廃校に反対であることが記載されていた。

この署名書には、C小学校の校区外の住民を含むA市住民全体の過半数の署名が集まり、同署名書は市長BおよびA市教育委員会に提出された。

しかし、市長Bは、提出された署名書に、同一家族に属すると思われる署名に同じ筆跡のものが見られること、署名書に記載された請願内容は3項目あり、請願の趣旨が明確ではないと思われることなどを理由に、請願の正確性と真意を確認する必要があると判断し、市職員に指示して、署名者を戸別訪問させることにした。

署名者を戸別に訪問した市職員は、あらかじめ作られたマニュアルに従い、署名者に対して次のような質問をした：①署名は、いつ、どこでしましたか。②署名は誰に頼まれましたか。③署名は自分でしましたか、家族全員の意思を確認しましたか。④市が行った統廃合についての説明会に出席しましたか。⑤現在でも統廃合に反対する意見に変わりはありませんか。

このような市の行為に対して、署名活動を推進したX1らと署名をして市職員の戸別訪問を受けたX2らは、このような市の行為は憲法に反するとして、国家賠償法に基づいてA市を訴えた。

問い 市長Bの指示に基づく上記のようなA市職員の行為は憲法上許されるかについて論じなさい。

[参考] 関係する憲法の規定、および請願法